

## ～ 「あっそうそう！今年の最賃いくらかな？」。。最低賃金が改正になりました！～

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用されます

**北海道最低賃金額 時間給 641円**（効力発生日 平成17年10月1日）

## ～ 平成17年9月分（10月支払）から厚生年金保険の保険料率が改定されます。～

厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員は除く)	従来	
	139.34/1000	(会社負担 69.67/1000・本人負担 69.67/1000)
	↓	
	平成17年9月分～平成18年8月分	
	142.88/1000	(会社負担 71.44/1000・本人負担 71.44/1000)

\* 厚生年金保険の保険料率については、平成16年10月分（平成17年度以降は9月分）から、毎年、0.354%（船員・坑内員については0.248%）ずつ引き上げられ平成29年9月以後は18.3%（183/1000）に固定されます。

\* 給与計算からの控除につきましては、10月支払分からの控除となりますので、給与計算の際にはお忘れのないようご注意ください。

## ～ 労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度の強化について～

### 【要旨】

厚生労働省では、平成16年3月の閣議決定「規制改革・民間開放推進3か年計画」を踏まえ、労災保険の未手続事業主に対する費用徴収制度について、徴収・金額の引き上げや徴収対象とする事業主の範囲拡大を内容とする運用の強化を決定し、本年11月1日から開始することとしました。

### 【主な内容】

- 1 未手続事業主に対する費用徴収制度とは  
労災保険は、政府管掌保険であり、原則として一人でも労働者を雇用する事業主は、保険加入の手続を行った上で保険料を納付することが義務付けられる強制保険です。  
費用徴収制度とは、事業主が労災保険に係る保険関係成立の手続（以下「加入手続」という。）を行わない期間中に労災事故が発生した場合に、被災労働者に支給した保険給付額の全部又は一部を、事業主から徴収する制度であり、未手続事業主の注意を喚起し労災保険の適用促進を図ることを目的として昭和62年に創設されました。
- 2 費用徴収制度の運用強化の内容
  - 加入手続について行政機関からの指導等を受けたにもかかわらず、事業主がこれを行わない期間中に労災事故が発生した場合、現行の取扱いでは「故意又は重大な過失により手続を行わないもの」と認定して保険給付額の40%を徴収しているが、これを改め「故意に手続を行わないもの」と認定して保険給付額の100%を徴収します。
  - 加入手続について行政機関からの指導等を受けていないが、事業主が事業開始日から1年を経過して、なお加入手続を行わない期間中に労災事故が発生した場合、「重大な過失により手続を行わないもの」と認定して、新たに費用徴収の対象とし保険給付額の40%を徴収します。

⇒ 今回の費用徴収制度の運用強化は、労災保険未手続期間中の事故に対してより厳しい措置を講ずることを意味する為、今後未手続事業主は今まで以上に重い責任を負うことをあらためて再認識する必要があります。

<むらずみ経営グループ 人事労務専門ホームページ>

**www.yo-jinji.com**

ダウンロード書式集好評稼動中!!